２０２５年度版

安 全 報 告 書

２０２６年９月

衣浦臨海鉄道株式会社

安全報告書（2025 年度版）

（この安全報告書は、鉄道事業法に基づき公表するものです）

１.利用者はじめ地元の皆様へ

衣浦臨海鉄道株式会社の鉄道事業につきまして、日頃より格別のご利用とご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、「輸送の安全確保」を経営の根幹に据え、関係法令を遵守しながら、安全・安心かつ安定した輸送サービスの提供に努めております。また、JR 貨物グループの一員として、グループ共通の安全に対する取り組み方針を「安全の価値観」として共有しております。

この価値観のもと、「安全は鉄道事業の存立基盤である」という基本理念を掲げ、全社員が「人命第一」を徹底するとともに、一丸となって安全・安定輸送の実現に取り組んでおります。こうした取り組みが、地域社会および地域経済の発展に貢献するものと考えております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、令和 7（2025）年度における輸送の安全に関する基本方針ならびに安全確保への取り組み状況について取りまとめ、自らの取り組みを振り返るとともに、ご利用のお客様や地域の皆様に広くご理解いただくことを目的として公表するものです。

今後も皆様からいただく貴重なご意見を、安全・安心・安定輸送のさらなる向上に活かしてまいります。ぜひ忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いです。

衣浦臨海鉄道株式会社
代表取締役社長　川村　正人

２.安全基本方針

衣浦臨海鉄道株式会社の鉄道事業における安全基本方針は、安全第一の意識をもって事業の運営を行える体制の整備に努めるとともに、鉄道施設、車両及び社員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針、その他事業の運営に関する基本的な方針を定め取り組んでいます。

≪綱　領≫

(1). 安全の確保は、輸送の生命である。
(2). 規程の遵守は、安全の基礎である。
(3). 執務の厳正は、安全の要件である。

≪行動規範≫

(1). 一致協力して輸送の安全の確保に努める。
(2). 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
(3). 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
(4). 職務の遂行にあたり、確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取扱いをする。
(5). 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行い、速やかに適切な処置を行う。
(6). 情報は迅速、正確に漏れなく伝え、透明性を確保する。

(7). 常に問題意識を持つ。

3.安全の価値観

当社では、安全の理念、安全の定義、安全目標、安全行動指針により鉄道運行に関わる安全の取り組み方針を「安全の価値観」として定めています。

安全の理念：安全は、鉄道事業の存立基盤である

安全の定義：安全は人命を守ること

安全目標
(鉄道安全)貨物列車に起因する旅客・公衆の人命に関わる事故事象を撲滅する
(労働安全)死亡や重大な後遺症につながる労働災害を撲滅する

安全行動指針:私は、人命を第一に考え、安全確保の主役となって、常に正しい作業を実行します。

(1).安全の理念　【安全は、鉄道事業の存立基盤である。】

鉄道事業者にとって、安全の確保は事業運営の根幹であり使命であることが、最も優先するべき重要な事柄であることから、「安全は、鉄道事業の存立基盤である」を安全の理念としています。

(2).安全の定義　【安全は人命を守ること。】

安全は、鉄道事業を営むうえで最も大切なものであり、特に旅客・公衆・社員等の人命については、他の何よりも優先して守るべきものであるという考え方から、「安全は人命を守ること」を安全の定義としています。

(3).安全目標

(鉄道安全)貨物列車に起因する旅客・公衆の人命に関わる事故・事象を撲滅する。
(労働安全)死亡や重大な後遺症につながる労働災害を撲滅する。

鉄道安全の面から、最も発生させてはいけないことは、「旅客・公衆の人命に関わる事故・事象」であり、これを撲滅することを目標としています。

また、労働安全の面からは、触車、感電、墜落、交通事故など「死亡や重大な後遺症につながる労働災害を撲滅する」ことを目標としています。

(4).安全行動指針

【私は、人命を第一に考え、安全確保の主役となって、常に正しい作業を実行します。】

社員一人ひとりが、安全確保の主役となり、自らが常に正しい作業を実行することで、人命に関わる事故・事象や労働災害を防止するということを認識して行動することを指針としています。

４. 重点実施事項

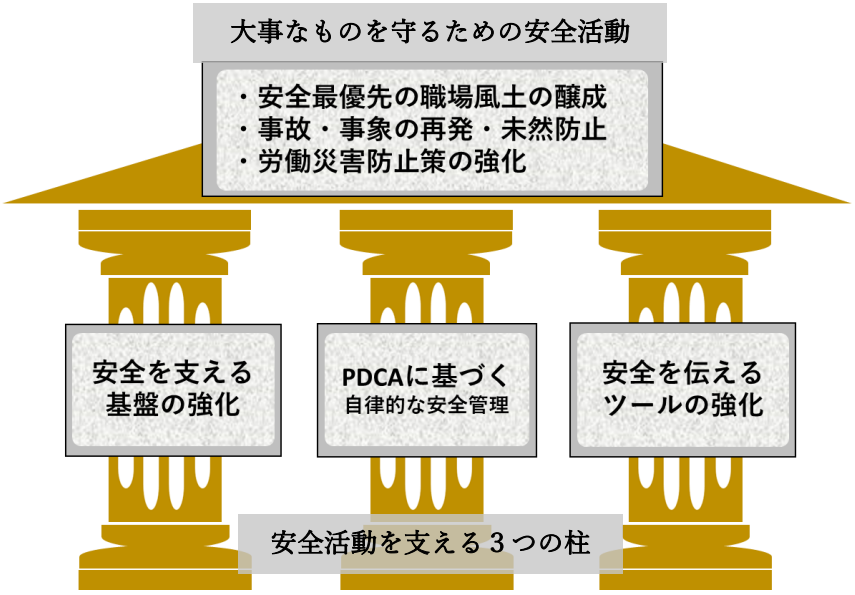

「安全の価値観」を実行するため、「大事なものを守るための安全活動」として、「安全最優先の職場風土の醸成」、「事故・事象の再発・未然防止」、「労働災害防止策の強化」を重点実施事項とし、それを達成するため「安全を支える基盤の強化」、「PDCA に基づく自律的な安全管理」、「安全を伝えるツールの強化」を「安全活動を支える３つの柱」としています。

(1). 大事なものを守るための安全活動

①. 安全最優先の職場風土の醸成

・全社員が「安全の価値観」を理解し、共有して安全の確保に取り組む。
・疑わしい、危ないと思った時は、必ず列車・車両・作業を止める。
・速やかに、正しく報告する。
・ルールを正しく理解して必ず守る。
・コミュニケーションを活性化する。

②. 事故・事象の再発防止、未然防止

旅客・公衆の人命に関わる事故・事象を撲滅するため、ハード・ソフトの両面から取り組んでいます。特に、列車の衝突、脱線、火災等の重大な事故と、それに繋がる６つの特定事故（居眠り運転、信号違反、手ブレーキ扱い不良、コンテナ開扉、車両部品落下、危険品漏洩）の防止に取り組んでいます。またコンテナの偏積防止のため、2026 年３月に半田埠頭駅へコンテナスケールを設置しました。偏積管理の対象となるコンテナ貨物は、発送前にすべてこのコンテナスケールで計測し、偏積率が許容値内であることを確認しています。

コンテナスケールによる偏積測定

③. 労働災害防止策の強化

死亡や重大な後遺症に繋がる労働災害（触車、感電、墜落、交通事故(四大労災)）の撲滅と、定められたルールを守らずに発生する労働災害の撲滅に取り組み、熱中症を予防するための対策用具類の導入にも努めています。

(2). 安全活動を支える３つの柱

①. 安全を支える基盤の強化

・自ら考えて行動できる人材育成と教育体制を充実する。
・安全意識及び技術向上のため、社外での研修に積極的に参加させる。
・管理者のマネジメント能力向上に資するため、目標を設定させ、進捗管理をさせる。
・老朽化する施設設備の修繕・更新工事を計画的に進める。
・機関車更新に向けて関係各所との協議を進める。

②. ＰＤＣＡに基づく自律的な安全管理

・鉄道安全実行計画を策定し、ＰＤＣＡサイクルで実行する。
・管理者は作業実態を把握し、安全意識の向上に取り組む。
・安全監査や輸送安全総点検の実施により、職場改善に取り組む。

(3). 安全を伝えるツールの強化

・ＪＲ貨物などが開催する研修・訓練会に積極的に参加する。
・伝達方及び掲示方について工夫する。
・他機関の発行する安全に関する機関誌等を共有して展開する。

ＪＲ貨物東海支社　入換訓練会参加

名古屋臨海鉄道㈱様 脱線復旧訓練見学

５．教育・訓練の充実と人材育成

社員の知識・技能向上を目的とした教育・訓練と人材の育成は、安全を確保する上で必要不可欠であり、「教育・訓練実施基本方針」に基づき、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」第１０条に則った様々な教育・訓練を実施しています。

(1).運転（駅）関係の教育・訓練

・基本動作訓練
・人命を守るための「正しいルールの確認と遵守」の教育
・作業打ち合わせ時の確認会話の重要性の教育
・入換・信号業務に関わる事故防止の教育
・入換作業の誘導位置及びブレーキ試験の重要性についての教育
・手ブレーキ扱い不良による事故・事象の防止の教育
・積付検査及び緊締装置の取り扱い関する教育
・緊急停止訓練及び異常時対応方についての教育
・列車防護、緊急停止合図訓練
・現場扱い転てつ器に関する教育
・電波管理に関する教育
・コンプライアンスに関する教育
・危険品漏洩等異常時訓練
・列車見張りの重要性
・触車事故防止に関する教育
・線路に接近した歩行路における歩行方に関する教育
・熱中症予防に関する教育
・車両の添乗位置及び姿勢に関する教育
・その他

見張り員教育

(2). 車両（機関士）関係の教育・訓練

・正しい作業の実践と速やかな正しい報告を行うための教育
・水平座屈に起因した事故防止及び運転取扱についての教育
・労働災害（触車・感電）の防止についての教育
・居眠り事故防止についての教育
・疑わしい、危ないと感じた時、迷わず列車・車両・作業を止める教育
・電波管理に関する教育
・緊急停止訓練及び列車防護と転動防止に関する教育
・機関車応急処置訓練
・鉄道信号に関する教育
・動力車操縦者運転免許に関する省令に係る教育
・入換作業における事故防止に関する教育
・コンプライアンスに関する教育
・その他

出区点検訓練

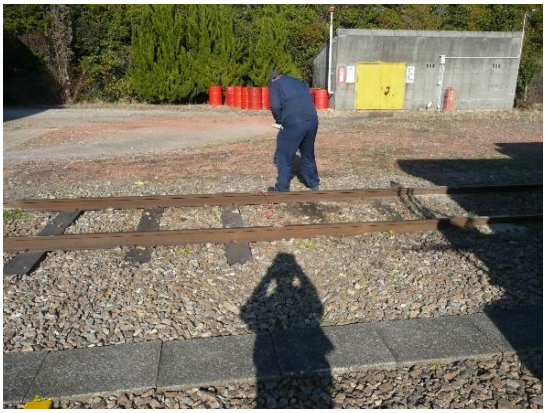

列車防護訓練

(3). 土木及び電気関係の教育・訓練

・軌道の保守等に関する教育
・分岐器の保守等に関する教育
・単線自動閉塞装置・信号機・連動装置に関する教育
・軌道回路・転てつ器・自動列車停止装置に関する教育
・踏切保安整備に関する教育
・降雨・風・地震による災害に関する教育
・中部鉄道協会主催の部会、講習会等への出席
・鉄道総合研究所主催の鉄道技術講座受講
・コンプライアンスに関する教育
・その他

６．２０２５年度の事故発生状況

(1). 鉄道運転事故

２０２５年度の鉄道運転事故はありませんでした。

(2). インシデント（鉄道運転事故の兆候）

２０２５年度のインシデントはありませんでした。

(3). 輸送障害（１時間以上の遅延や運休）

２０２５年度の輸送障害は１件でした。

(4). 災害（台風・豪雨・地震などによる鉄道施設や車両の被害）

２０２５年度の台風・豪雨・地震などによる鉄道施設や車両への被害はありませんでした。

(5). 労働災害

２０２５年度の労働災害はありませんでした。

７．当社の安全管理体制

当社の安全管理体制は、鉄道事業法に基づく「安全管理規程」を平成 18 年(2006) 12 月に制定し、代表取締役社長を最高責任者とする輸送の安全を確保するための組織体制を構築し、各責任者を明確にしています。

(1). 各責任者の役割

役　職　名	役　　割
代表取締役社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。
運転管理者	安全統括管理者の指揮の下、列車の運行、および駅構内の作業、関係係員の資質の保持その他運転に関する業務、安全の確保に関する業務を管理する。
乗務員指導管理者	安全統括管理者の指揮の下、機関士の資質の保持その他運転に関する業務を管理する。
車両管理者	安全統括管理者の指揮の下、車両の維持改良、要員の資質の保持その他車両に関する業務を管理する。
施設管理者	安全統括管理者の指揮の下、鉄道施設の保守改良、要員の資質の保持その他施設に関する業務を管理する。
総務部長	投資計画、予算計画、要員計画その他総務に関する業務を管理する。

(2)．安全の確保に関する体制及び運転の管理に係わる体制図

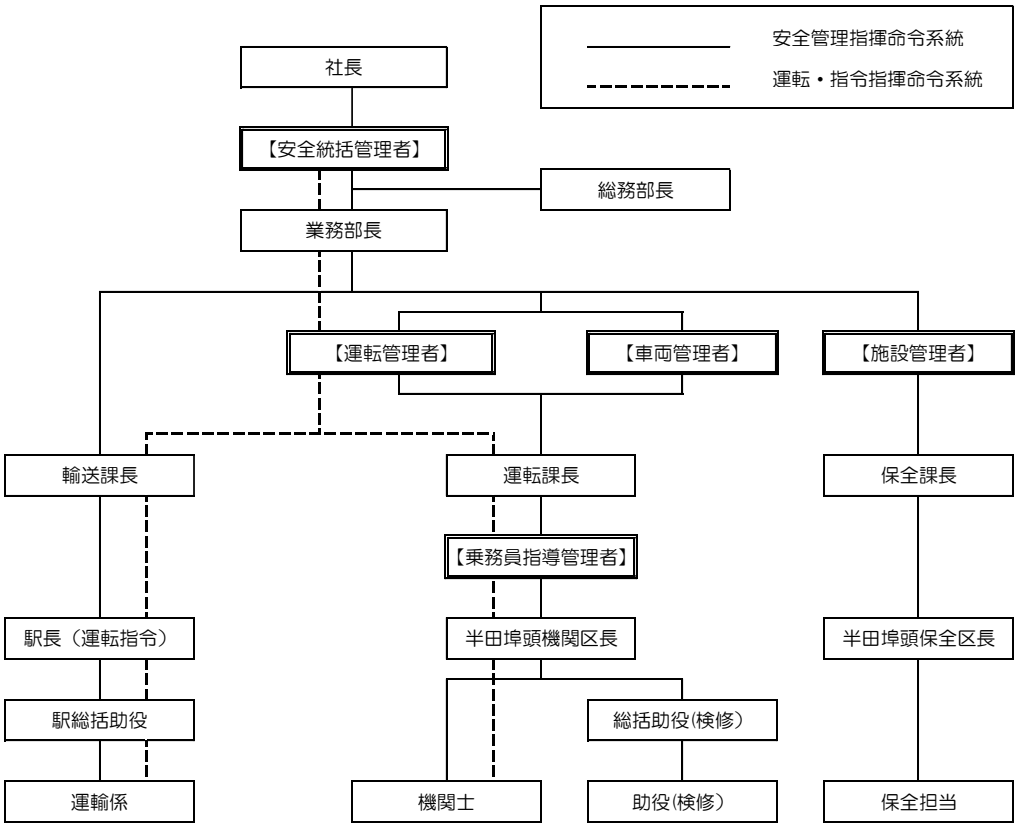

(3)．安全委員会

社長はじめ会社幹部が出席する安全委員会を、定期的に開催をしています。

この委員会では、直近の事象対策に関するテーマを中心に、ヒヤリ・ハット情報に関すること、他会社での事故などを事例として議論を行っています。

８．安全報告書に対する御意見の連絡先

この安全報告書へのご感想、当社の安全の取り組みに対するご意見をいただければ幸いです。

衣浦臨海鉄道株式会社
〒475-0831　愛知県半田市１１号地１９番地の２
ＴＥＬ（０５６９）２２－９６８１
ＦＡＸ（０５６９）２３－４１００
ホームページ　http://www.kinurin.co.jp/company/
月～金曜日（祝日を除く）　９時 ～ １７時